

「議案第 1 2 4 号 工業用水道事業の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」に対する修正案の提出について

上記の修正案を別紙のとおり、地方自治法第 1 1 5 条の 3 及び川崎市議会会議規則第 1 6 条の規定により提出いたします。

令和 6 年 1 0 月 8 日

川崎市議会議長 青 木 功 雄 様

提出者 川崎市議会議員 月 本 琢 也

〃 三 宅 隆 介

〃 吉 沢 章 子

〃 飯 田 満

〃 三 浦 恵 美

「議案第 1 2 4 号 工業用水道事業の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」に対する修正案

「議案第 1 2 4 号 工業用水道事業の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」の一部を次のように修正する。

第 2 条のうち、川崎市水道条例（昭和 3 3 年川崎市条例第 1 8 号）第 2 7 条第 1 項第 2 号の改正規定中「3 9 円」を「7 5 . 8 円」に改める。

提 案 理 由

工業用水道事業の見直しに伴う料金体系の改定について、適切な負担となるように修正するものである。